

平成30年4月から『住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例』(いわゆる「ごみ屋敷」対策条例)を施行します。

住居やその敷地内などに大量の物を溜め込んだり放置したりして、周辺の生活環境に悪影響を与える「ごみ屋敷」が社会的な問題となっています。

名古屋市では、「ごみ屋敷」問題に対応するための条例を、平成30年4月から施行します。

条例の対象

住居(※)やその敷地などに物品等が堆積又は放置され、

- ねずみや害虫、悪臭が発生している
- 火災発生のおそれがある
- 道路に通行障害が生じている

など、周辺の生活環境に著しい支障が生じている状態(不良な状態)を条例の対象とします。

※現に居住に使用しているものに限りません。



責 務

- 市民は居住する建物等を不良な状態にしてはいけません
- 建物等の所有者及び管理者(※)は、居住者と協力して、所有又は管理する建物等が不良な状態とならないように努めるものとします。

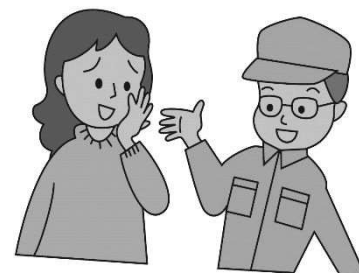
※所有者、管理者が居住者と異なる場合に限りません。



調 査

不良な状態の解消や未然防止のために、市は次の調査をすることができます。

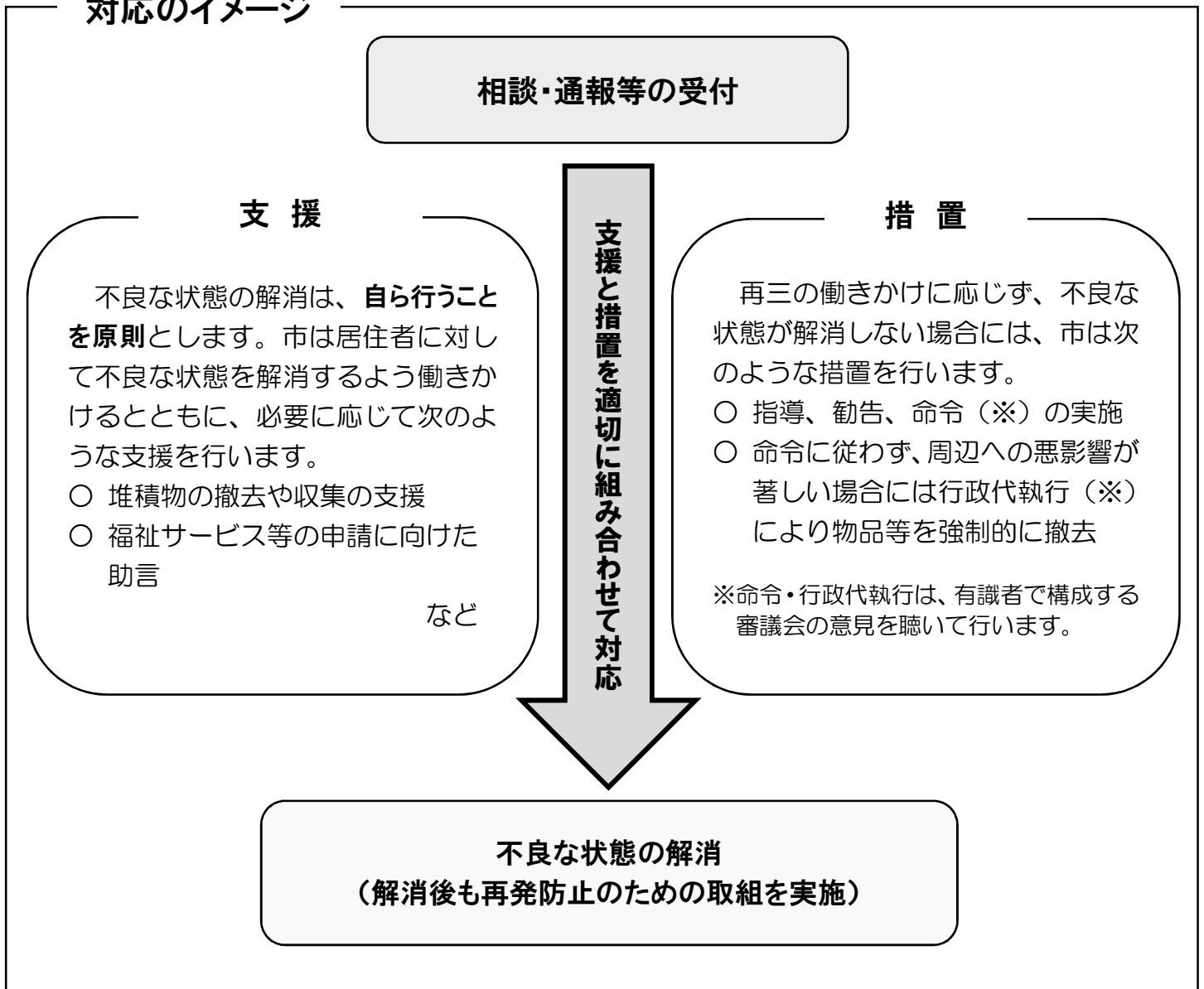
- 市が保有する居住者に関する情報の利用
- 関係機関に対して居住者に関する情報の提供を依頼
- 不良な状態とされる建物等への立入調査



対応の考え方

不良な状態となってしまう背景には、居住者が様々な生活上の課題を抱えていることが少なくありません。堆積した物品等を撤去するだけでなく、**居住者の課題に配慮した適切な支援を行い、居住者の抱える課題を解決することが、「ごみ屋敷」問題の根本的な解決には必要です。**
根本的な解決をめざし、支援と措置を適切に組み合わせて対応していきます。

対応のイメージ



罰 則

命令に従わない場合や立入調査を拒否した場合等に市は過料を科することができます

ごみ屋敷についてのご相談や、この条例に関するお問い合わせは…

名古屋市環境局事業部作業課(住居の不良堆積物対策の推進担当)(市役所本庁舎4階)

電話 052-972-2288

FAX 052-972-4133